

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上牧町長

## 公表日

令和3年6月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>①介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護認定・要支援認定の申請受付、決定の実施</li> <li>⑥高額介護サービス費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に関わる証明書の発行</li> <li>⑧介護保険被保険者台帳の照会</li> <li>⑨情報提供に必要な情報を副本として保持する。</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[</span> <span style="margin-right: 10px;">実施する</span> <span style="margin-right: 10px;">]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 実施する</p> <p style="margin: 0;">2) 実施しない</p> <p style="margin: 0;">3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二 第93、第94の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</li> </ul> <p>(以下、別表第二省令)第46条、第47条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第93、第94、第95、第108、第117の項</li> <li>・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条、第59条の2の2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生き生き対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地問い合わせ先電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町健康福祉部生き生き対策課介護保険係 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項 番号法第19条第7号 別表第二の7の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 第93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)第46条、第47条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第94、第108、第117の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	上牧町 住民福祉部 生き活き対策課	住民福祉部生き活き対策課	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生き活き対策課長	生き活き対策課長 高田 健一	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町住民福祉部生き活き対策課介護保険係 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ② 所属長の役職名	生き活き対策課長 高田 健一	課長		様式変更に伴う変更
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第94、第108、第117の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第93、第94、第95、第108の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>① 介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>② 介護保険料額の算定</li> <li>③ 納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④ 介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤ 介護サービス受給のための要介護認定・要支援認定の申請受付、決定の実施</li> <li>⑥ 高額介護サービス費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦ 介護保険に係わる証明書の発行</li> <li>⑧ 介護保険被保険者台帳の照会</li> <li>⑨ 情報提供に必要な情報を副本として保持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>① 介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>② 介護保険料額の算定</li> <li>③ 納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④ 介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤ 介護サービス受給のための要介護認定・要支援認定の申請受付、決定の実施</li> <li>⑥ 高額介護サービス費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦ 介護保険に関わる証明書の発行</li> <li>⑧ 介護保険被保険者台帳の照会</li> <li>⑨ 情報提供に必要な情報を副本として保持する。</li> </ul>	事後	
令和2年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二 第93、94の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)第46条、第47条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第93、第94、第95、第108の項</li> <li>・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条</li> </ul>	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二 第93、第94の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)第46条、第47条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表二 第1、第2、第3、第4、第6、第8、第11、第26、第30、第33、第39、第42、第56の2、第58、第61、第62、第80、第87、第90、第93、第94、第95、第108、第117の項</li> <li>・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第55条、第59条の2の2</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	住民福祉部生き生き対策課	健康福祉部生き生き対策課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	上牧町住民福祉部生き生き対策課介護保険係 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	上牧町健康福祉部生き生き対策課介護保険係 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	